

国土審議会 計画推進部会 国土管理専門委員会
スケジュール（案）

第1回 9月15日

国土管理専門委員会の検討趣旨及び主な論点についての
フリーディスカッション

第2回 12月14日

第1回の議論を踏まえた論点の整理
国土利用・土地利用に関する制度について、地方自治体事例報告

第3回 2月27日

前回までの議論を踏まえた論点の整理
国土利用・土地利用に関する制度について、地方自治体事例報告
（国土管理のあり方について）
計画推進部会への報告案について方向性を議論

第4回 5～6月頃

計画推進部会への報告案について議論

（第5回以降 計画推進部会への報告を踏まえた検討）

（注）上記のスケジュールは議論の状況により今後変更がありうる

国土審議会 計画推進部会
国土管理専門委員会 委員名簿

浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科教授
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
大原 美保	土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員
瀬田 史彦	東京大学大学院工学系研究科准教授
土屋 俊幸	東京農工大学大学院農学研究院教授
◎中出 文平	長岡技術科学大学副学長
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院教授
広田 純一	岩手大学農学部教授
山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授

(50音順、敬称略)

◎は委員長

専門委員会の設置について

平成 2 8 年 4 月 1 9 日

国土審議会計画推進部会決定

国土審議会計画推進部会の調査審議の円滑化を図るため、別紙設置要綱により、国土審議会計画推進部会に専門委員会を置く。

国土管理専門委員会設置要綱

平成28年4月19日
国土審議会計画推進部会決定

(設置)

- 1 国土審議会計画推進部会（以下「部会」という。）に国土管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 2 委員会は、国土形成計画の推進に関し、人口減少下における持続可能な国土の管理・利用を推進するための施策のあり方について調査し、その結果を部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(小委員会の設置)

- 7 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるための小委員会を置くことができる。
- 8 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 9 小委員会に、座長を置き、小委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 10 座長は、小委員会の事務を掌理する。

(庶務)

- 11 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

(雑則)

- 12 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成28年4月19日から施行する。

計画推進部会設置要綱

平成28年2月18日
国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

- 2 部会は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画の実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(専門委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成28年2月18日から施行する。